

議決権行使に対する基本方針と議決権行使体制

1. 議決権行使に対する基本方針

当社は、投資者からの委託を受けて運用を行い、受託資産の価値向上を図る運用会社として、受託者責任を負っています。投資先企業の経営が適切に行われていることをモニタリングし、投資家としてメッセージを経営者層に伝え、会社経営に反映させていくよう努めていくことが、投資先企業の企業価値向上を図り、長期的に株主価値を増大させていくうえで重要であると考えています。

投資先企業に対する株主議決権の行使は、株主価値向上のための重要な手段であると考えており、積極的な議決権の行使を行っています。

2. 議決権行使体制と利益相反管理

(1) 議決権行使については、「株主議決権行使ガイドライン」に基づき、株式運用担当部門において起案し、チーフ・インベストメント・オフィサーが最終意思決定を行っています。

(2) 「株主議決権行使ガイドライン」については、チーフ・インベストメント・オフィサーを委員長とし、社外委員、資産運用担当部門および利益相反管理部門に限定して構成される責任投資委員会において決定されます。また、責任投資委員会では議決権行使に係る社内体制の整備や行使状況のモニタリング等も行っています。

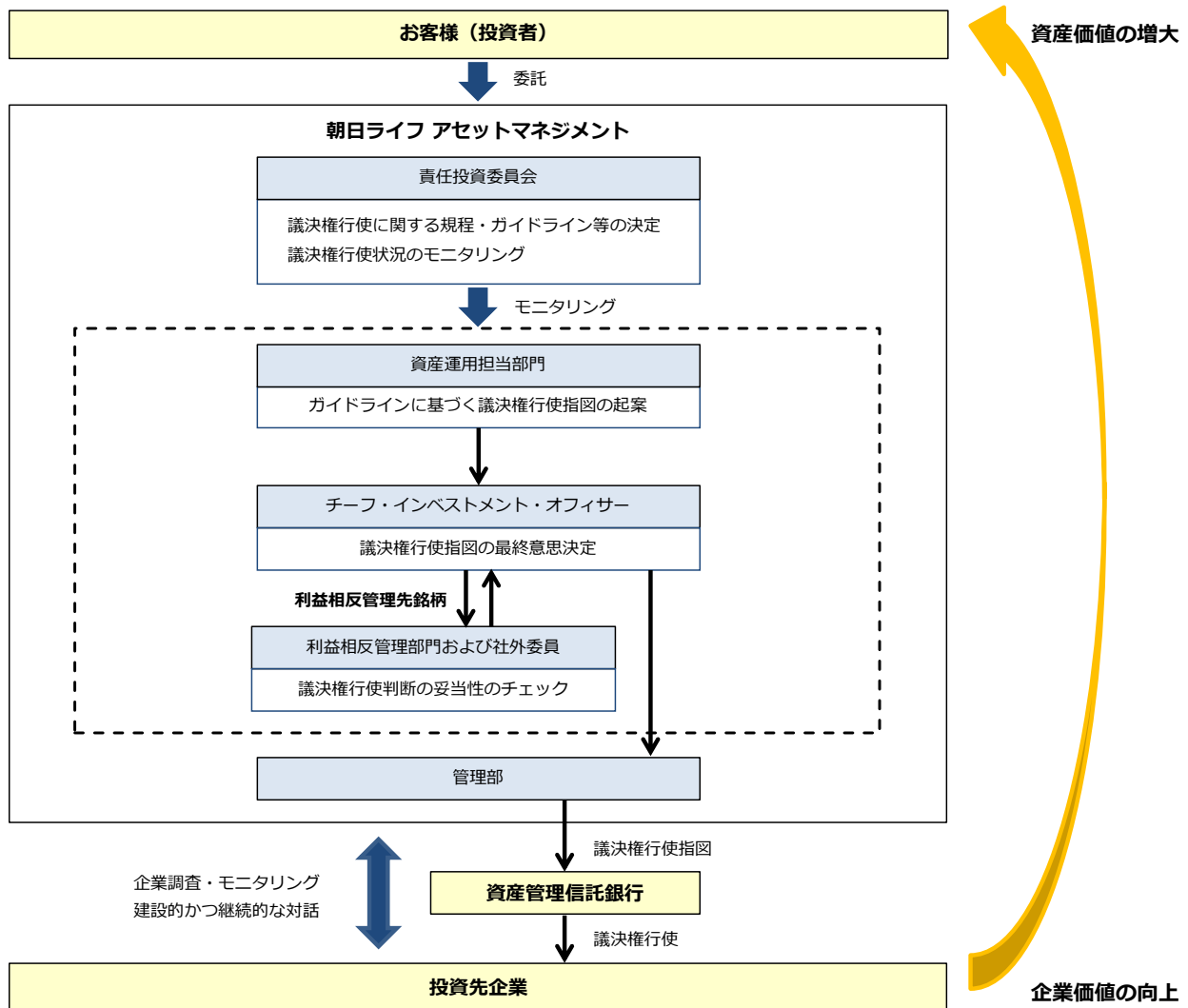
(3) 議決権行使の意思決定について、ボトムアップ型運用ファンドにおいては、株主利益の最大化に向けた経営努力が行われているかどうかなど、当該企業担当アナリストの定性的判断を加えたうえで、最終行使判断を行っています。社会貢献型運用ファンドにおいては、長期的な観点から、投資先企業の環境・社会的側面と経済的側面の双方の価値増大に寄与するか否かを重視して判断しています。

(4) 利益相反管理については、当社の投信商品を販売している会社及び当社が運用を受託している企業年金基金の母体企業等を「利益相反管理先企業」として管理し、「利益相反管理先企業」の議決権行使は、チーフ・インベストメント・オフィサーが最終意思決定を行う前に、利益相反管理部門であるコンプライアンス室および社外委員である弁護士・学識経験者等の社外有識者が判断の妥当性をチェックしています。

また、社内の独立した部門である内部監査部が①議決権行使に係るガバナンス体制（利益相反管理を含む）、②個別の議決権行使に係る意思決定プロセスを監査項目として、責任投資委員会、規程・ガイドライン等の整備状況や、利益相反管理、議決権行使の運用プロセスの妥当性等について事後検証を行い、取締役会・監査役会に報告しています。

なお、外国株式に係る議決権行使については、当該国の実情を鑑みながら主要国については適切な議決権の行使に努めています。

【議決権行使プロセス】



3. 国内株式議決権行使の判断基準

国内株式株主議決権行使ガイドラインをご覧ください。

4. 議決権行使結果

国内株式株主議決権行使ガイドラインの考え方に基づき行使を行った結果につきましては、国内株式議決権行使状況をご覧ください。

5. スチュワードシップ活動のご報告

当社は、「責任ある機関投資家」として、目的を持った対話や議決権行使などのスチュワードシップ活動に取り組み、投資先企業の企業価値向上を促すことが受託資産の中長期的なリターンの拡大に繋がると考えています。特にアクティブ運用においては、体制・態勢整備や調査分析のスキル向上に努め、投資先企業との建設的な対話を真摯に積み重ねることで改善を促していくことを基本方針として、スチュワードシップ活動に取り組んでまいりました。

当社が実施したスチュワードシップ活動状況につきましては、スチュワードシップ活動のご報告をご覧ください。